

○足寄町就学援助費認定支給要綱

平成23年4月12日教育委員会要綱第1号

原議参照

足寄町就学援助費認定支給要綱

(目的)

第1条 この要綱は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第19条の規定に基づき、経済的理由によって就学が困難と認められる児童及び生徒の保護者に行う必要な援助(以下「就学援助」という。)について定め、児童及び生徒の教育機会の均等を保障し、義務教育の円滑な実施に資することを目的とする。

(就学援助の対象者)

第2条 就学援助を受けることができる者は、足寄町に住所を有する次の各号の一に該当する者で、町立小学校及び中学校に在学する児童及び生徒の保護者とする。

(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する者

(2) 前年度または、当該年度において、次のいずれかの措置を受けた者

ア 生活保護法に基づく保護の停止又は廃止

イ 地方税法(昭和25年法律第226号)第295条第1項に基づく市町村民税の非課税又は減免

ウ 地方税法第72条の62の規定に基づく個人事業税の減免

エ 地方税法第367条の規定に基づく固定資産税の減免(新築住宅の減免を除く)

オ 国民年金法(昭和34年法律第141号)第89条及び第90条に基づく国民年金の保険料の減免

カ 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第77条に基づく国民健康保険税の減免又は徴収の猶予

キ 児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第4条の規定に基づく児童扶養手当の支給

(3) その他、教育委員会が就学援助の必要があると認める者

2 この事務取扱において、前項第1号に規定する者を要保護者といい、第2号から第3号に規定する者を準要保護者という。

(収入額・需要額に基づく準要保護児童・生徒の認定)

第3条 前条第1項第3号に定める認定に当たって、その判断が困難な者については、当該世帯の収入額及び需要額に基づいて認定する。

2 前項の収入額は生活保護の要否決定の算定に基づく収入認定額とし、需要額は生活保護法第8条第1項の規定により、厚生労働大臣が定める基準に基づいて算定し、前年度の収入額が当該年度の需要額の1.3倍未満のものを対象とする。前条第1項第3号のウからキまでのいずれかに該当するものについては1.3倍を超える場合であっても教育委員会が特に必要と認めるときは対象者とする。

(就学援助の申請)

第4条 就学援助を受けようとする者は、毎年度、就学援助費申請書(別記1号様式)に必要な書類を添付または提示し、学校長を経由して教育委員会に申請しなければならない。ただし、生活保護法第13条に規定する教育扶助(以下「教育扶助」という。)を現に受けている保護者は申請を必要としない。

2 学校長は、就学援助が必要と認められる保護者に対し、前項の申請に関する助言を行うことができる。

(認定及び否認定の通知等)

第5条 教育委員会は、前条の規定により申請を受理したときは、その内容を審査し、認定の適否を決定しなければならない。

2 教育委員会は、前条の規定により認定の適否を決定したときは、学校長を経由して、申請者に対しその旨を通知するものとともに、支給の認定を受けた者(以下「受給者」という。)の児童生徒が在学する学校長に対しては、当該学校に係る受給者の名簿を送付するものとする。

3 教育委員会は、前項の認定を行うにあたり必要があると認めるときは、学校長・民生委員に意見を求めることがある。

(就学援助の種類)

第6条 就学援助は、次に掲げる事項の範囲において行う。ただし、教育扶助を受給している者については、第7号および第9号に限り援助を行うものとする。

(1) 学用品費

(2) 新入学児童生徒学用品費

(3) 体育実技用具費

(4) クラブ活動費

(5) 児童会費及び生徒会費

(6) PTA会費

(7) 修学旅行費

(8) 学校給食費

(9) 医療費(学校保健法施行令(昭和33年政令第174号)第7条に規定する疾病の治療に要する医療費に限る。)

(就学援助の給付額)

第7条 給付額は、予算の範囲内で教育長が決定する。

(給付の方法)

第8条 第6条第1号から第6号については、受給者が希望する金融機関に振り込む方法により給与することを原則とする。ただし、受給者のうち教育委員会が認める者については、受領及び執行を学校長に委任するものとする。委任を受けた学校長は、善良なる管理者の注意をもって事務を処理しなければならない。

2 第7号については、原則として受給者から委任を受けた学校長に対して支給するものとする。

3 第8号については、受給者から委任を受けた学校長に対して支給するものとする。

4 第9号については、受給者に交付した医療券に基づく医療機関等からの請求に対し、教育委員会が支払うことにより支給する。

(申請内容の変更届)

第9条 受給者は申請した事実と状況が異なった場合には、速やかに教育委員会に届出なければならない。

2 教育委員会は、学校からの連絡等により変更の状況を把握したときは、受給者に届出を求めることができる。

(認定の取消)

第10条 教育委員会は、前条の届出により認定者と認められなくなった場合には、当該事由発生の日に遅り認定を取り消すことができる。

2 教育委員会は、認定者が前条第2項による求めに応じなかった場合に変更の事実が確認されたときは、当該事由発生の日に遅り認定を取り消すことができる。

(就学援助費の返還)

第11条 教育委員会は、前条の規定により認定の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する就学援助が給付されているときは、期限を付して当該就学援助の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(委任)

第12条 この要綱のほか、就学援助に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から適用する。

別記1号様式

(表)

平成 年度就学援助費申請書（世帯票）

※枠内に記入してください

申込年月日 平成 年 月 日							児童生徒名	通学校名	新学年	氏名	援助を受けたい理由
保護者 いりどら 氏名	住所 児童町 連絡先（自宅TEL ）（勤務先TEL ） いりどら 氏名	学校	年		該当するものに○をつけてください						
		学校	年		1. 転住、生活保護を受けている						
		学校	年		2. 生活保護の停止・廃止を受けた						
		学校	年		3. 市町村民税の非課税または減免を受けた						
		学校	年		4. 個人車両税が減免された						
		学校	年		5. 国定賃貸税が減免された（新規除く）						
家庭の状況 全員を記入する	平成 年1月～12月の収入の種類と収入金額						6. 国民年金の保険料が減免された				
	氏名	続柄	性別	生年月日	年齢	勤務先または学校名	取入の種類	貯金収入・自営	円	7. 国民健康保険税が減免されたまたは賦稅 の権利を受けた	
	世帯主			年 月 日			〃	貯金収入・自営	円	8. 治直扶養手当の支給を受けた	
				年 月 日			〃	貯金収入・自営	円	9. 保護者の失業・倒産等により著しく収入 状態が悪化している	
				年 月 日			〃	貯金収入・自営	円	10. 不慮の災害のため経済的に困っている	
				年 月 日			〃	貯金収入・自営	円	11. その他	
				年 月 日			〃	貯金収入・自営	円	(9. 10. 11. に○をつけた方は理由を 以下に記入してください)	
住宅の状況 どちらかに○	就学援助が認定となったときは、援助費は保護者の口座振込みとなりますので 金融機関と口座番号を記入してください。										
	金融機関名						口座番号（普通・定期に○）	口座の名義			
	支店						普通・定期	ふりがな 口座名			

- ① 自己所有（同居を含む）
② 借家・公営住宅・社宅等